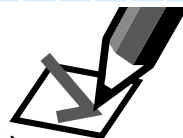


借金で悩んでいませんか。一緒に解決していきましょう!

あなたは大丈夫?

- 複数の借金を抱えて、返済に困っている。
- 借金の返済のために、新たな借金をする自転車操業の状態だ。
- 借金の返済に追われ、家賃や公共料金、授業料などを滞納している。
- 借金の整理をしたいが、「誰に」「どこに」相談したらいいのかわからない。



あてはまる項目があるなど、借金の返済で悩んでいる方は、相談してください。

弁護士や司法書士による無料相談会を開催します。

借金の返済で悩んでいる方を対象に、無料相談会を実施します。借入れの際の契約書、督促状など債務の状況がわかる書類を持って、**直接会場へお越しください**。8、9、13日は、電話(088-824-0999)でも相談に応じます。

また、「こころの健康相談会」も同時に開催しますので、返済生活を送る中で、心身に不調を抱えておられる方も、ぜひご相談ください。

開催日	時間	電話相談	会場
9月8日(日)	13時~16時	○	県立消費生活センター(高知市旭町3-115 ソーレ2階) 南国市役所(南国市大桶甲2301)
9日(月)	13時~16時	○	県立消費生活センター
10日(火)	17時~20時	—	高知市消費生活センター(高知市本町5-1-45)
11日(水)	13時~16時	—	ハローワーク高知(高知市大津乙2536-6) ※ハローワークが行う「住居・生活相談会」と共催
12日(木)	13時~16時	—	安芸市市民会館(安芸市矢ノ丸3-12)
13日(金)	17時~20時	○	県立消費生活センター
14日(土)	13時~16時	—	高知市消費生活センター 幡多広域消費生活センター(四万十市右山五月町8-22)

※開催日により時間や会場が異なりますので、ご注意ください。

相談会についてのお問い合わせ ☎ 県民生活・男女共同参画課 電話 088-823-9653

上記以外でも

高知県立消費生活センターでは、弁護士による多重債務の無料法律相談会を開催しています。予約制となっておりますので、まずは高知県立消費生活センター(088-824-0999)までお電話ください。
開催日: 毎月第2水曜日 14時から17時(1人30分)

クイズで学ぼう!お金のイロイロ(問い)



矢口 百太

Q 財形貯蓄が非課税となる限度額はいくらでしょう?

- ①350万円 ②550万円 ③935万円 ④1,100万円

知るぽるとHP「今月のクイズ」より

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

金融商品編

知るぽると

www.shiruporuto.jp

高知県金融広報委員会

(事務局 日本銀行高知支店総務課内)

TEL: 088-822-0114

答えは次のページ ➡

ホームページ 高知県金融広報委員会 検索